参考資料５
（資料１関係）

ＥＢＰＭ推進体制の構築に係る各省庁の提案
（三輪内閣府大臣補佐官提出資料）

※資料2～4以外の提案

ＥＢＰＭ推進体制の構築に係る提案について

○　今回の統計改革・ＥＢＰＭの取組みを一過性のものとせず、継続した取組みとするためには、なんらか「ＰＤＣＡサイクル」のような枠組みを設けることが効果的なのではないかと思われます。

○　例えば、統計改革・ＥＢＰＭの取組みに係る中長期的な「基本方針」や各年の「基本計画」を作成したうえで、これらの方針・計画に基づいて統計改革やＥＢＰＭの取組みが実行されているかどうかを評価し、改善すべき点等を次の「基本方針」や「基本計画」に反映させていくという枠組みを設けることが考えられるかもしれません。

○　また、実際の行政運営を評価し、改善点を発見する枠組みとしては、川崎先生がご指摘されているとおり、既に各省庁に馴染みが深い政策評価の枠組みを活用することが効率的かと思われます。

以上、よろしくお願いいたします。

平成 29 年 2 月 10 日

内閣官房行政改革推進本部事務局　御中

総務省情報通信国際戦略局

「EBPM 推進体制の構築に係る提案募集について（依頼）」への回答

標記について、総務省内の情報通信統計を所管する部局の観点から、下記のとおり提案いたします。

記

（活動準則について）

○政府・民間企業・研究機関等の責務の明確化

・ 経済統計の主な利害関係者は政府、民間企業及び研究機関の三者。政府は第一義的には統計の策定者、企業は統計情報の提供をする報告者、研究機関は統計情報を基に分析を行う利用者の立場にある。
・ それら利害関係者の間で、経済統計が「EBPM を支える基礎であり、民間企業等の意思決定の基盤」であることを共有した上で、統計の策定や利活用の面で最大限の協力を行うべき旨を、今後策定される活動準則において明記する必要がある（参考１）。

○経済統計に関する政府の２つの役割

・ 政府は、そもそも政策立案のために統計情報を収集しているところであり、統計の策定者にとどまらず、それを政策立案に活用する最大な利用者という立場にある（参考２）。
・ 一方で、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」が定着しておらず、後者の立場が前者に比べて劣後するのが現実である。活動準則においては、政府の２つの役割を明確にする必要がある。

（EBPM サイクルについて）

○政府内統計のデータ結合

・ 政府内では承認統計が多数あるが、それらは個別の用途での策定・利用にとどまっている。他方、ビッグデータ利活用が叫ばれる昨今、たとえば個別民間企業に関する複数データを結合することで、より多様な経済活動の分析が可能となる。そこで、政府内において、統計データ結合を徹底することが EBPM サイクルの第一歩と考えられる。
・ ただし、報告者たる民間企業の不利益と懸念を払拭するため、当該結合デー

タは非公表とし、公表する場合には匿名化を徹底するものとする。

- なお、経済産業省では、省内部での統計情報利用を促進するための「統計コンシェルジュ」を設置しており、EBPM の実施に当たり参考となるものと思料。

○官民統計の統合的な利活用

- 政府の策定・収集する経済統計は、一般にその網羅性や回収率、精度等において民間統計に優る一方、機動的な変更等の面では民間統計に劣る。EBPM 推進に当たっては、両者のデータ結合を行うなどの統合的な利活用を実施すべきである。

○外部の専門人材の活用

- 前述のとおり、政府は経済統計を分析して政策立案に利用する立場にあるものの、所要の分析能力を有する人材を内部で十分に確保しているとは言い難い。
- そこで、若手の経済統計学者やデータサイエンティストの有期雇用等を行うなど、外部の専門人材を積極活用していく必要がある。

（政策のプロセス評価について）

○現行の政策評価制度との整合化

- 照会資料「統計改革と一体的推進」中２．にあるとおり、「Evaluation こそが EBPM の中核」である。
- その一方で、現在は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて政策評価制度が政府内で運用されており（参考３）、EBPM サイクル上の Evaluation との整合化ないし統合を行わなければ、混乱が生じるものと思料。

【参考１】「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月）（抄）

1. 基本的考え方

経済統計は、より正確な景気動向判断だけでなく、我が国経済構造の正確な把握を通じて「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を支える基礎となり、また、国際社会で活躍する我が国民間企業の経営判断を始めとする国民の合理的意思決定の基盤となるものである。

（中略）

最近の諸外国の取組も踏まえつつ、経済統計を整備・改善することは、経済財政政策運営だけでなく、民間経済主体にとっても重要な課題である。もちろん、こうした経済統計は、幅広い国民ユーザーに、わかりやすく、また利用しやすく情報提供されなければならない。

（以下、略）

【参考２】統計法（平成 19 年 5 月法律第 53 号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

【参考３】行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年 6 月法律第 86 号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（政策評価の在り方）

第三条　行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

２　前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

一　政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。

二　政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

EBPM推進体制の構築に係る提案

1．活動準則について
2．EBPMサイクルについて
3．政策のプロセス評価について

平成29年2月22日

情報通信国際戦略局
情報通信経済室

1．活動準則について

【現状と課題】
○ 政府が、政策立案を的確・有効なものとするため、EBPM徹底に資する明文化された活動準則が必要ではないか。
○ その前提として、利害関係者たる政府・企業・研究者等が、統計利活用の重要性を認識すべきではないか。

（1）統計作成への関与
利害関係者間の責務の明確化

◆ 経済統計が「**EBPMを支える基礎**であり、民間**企業等の意思決定の基盤**」であることについて、政府・民間企業・研究者等で認識共有が不可欠。

◆ 三利害関係者の責務の明確化
- 政府： 統計の策定という責務
- 民間企業： **統計データの提供という責務**
- 研究者等： 統計改善の提言という責務

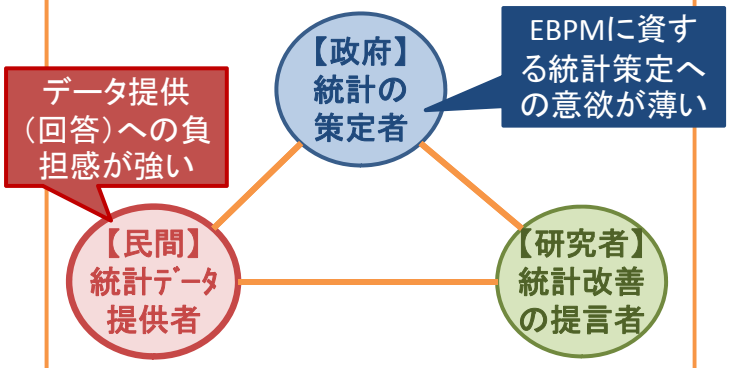

＋

（2）統計の積極的な利活用
利害関係者の役割の二面性

◆ 「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の当事者である政府は、統計の策定者であるだけでなく、**「最大な利用者」の立場**でもある

◆ 政府以外の二者も、統計を積極的に利活用することが期待される。
- 民間企業： 意思決定の基盤として統計を活用
- 研究者等： 統計データを用いた調査分析のほか、**政策提言と情報発信**

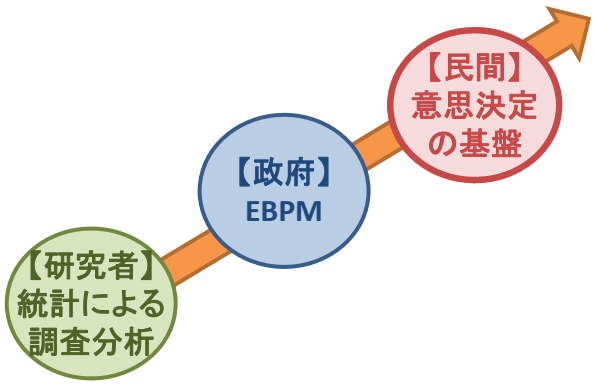

2. EBPMサイクルについて

【現状と課題】

○ 政策立案過程で統計が利用されるだけでなく、統計が政策改良に利用される「EBPMサイクル」確立が望ましい。

○ その実現には、人材の採用・育成の視点が必要ではないか。

（1）政府内統計のデータ結合

- スタンドアローン状態にある政府内の各統計について、**法人番号を活用してデータ結合**できないか。
- 名寄せを行うことで、政府内での分析範囲が広がるばかりでなく、民間企業側の負担減に。

○産業別
- **情報通信業基本調査**
- バイオ産業創造基礎調査
- 食品産業企業設備投資動向調査
- 医薬品・医療機器産業実態調査
- 容器包装利用・製造等実態調査
- 建設業活動実態調査

○産業横断
- **通信利用動向調査**
- 科学技術研究調査
- 企業事業活動基本調査
- 法人企業統計調査
- 民間非営利団体実態調査
- 企業行動に関するアンケート調査
- 民間企業の研究活動の関する調査
- 外資系企業動向調査
- 海外活動基本調査
- 情報処理実態調査
- 企業金融調査
- 中小企業実体基本調査
- 企業の土地取得状況等に関する調査
- 環境にやさしい企業行動調査

情報通信統計でさえも、データ結合は行われていない。

（2）官民統計の統合的な利活用等

政府内統計のデータ結合後の次のステップとして、次の取組が考えられる。

- **政府内統計と民間統計のデータを結合**し、分析
- 当該データの政府参与の民間研究者等による活用（オーダーメード集計、匿名化による提供と関連）

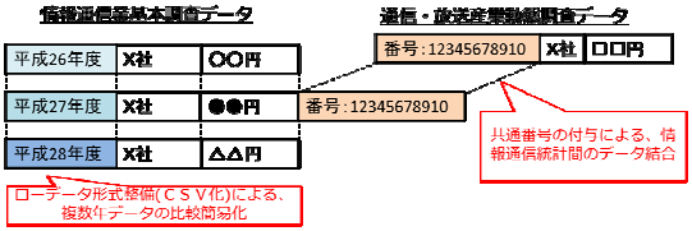

（3）外部の専門人材の活用

◆ 外部の経済統計学者等の有期雇用

若手の**経済統計学者やデータサイエンティストの有期雇用等**を行うなど、外部の専門人材を積極活用

◆ 期待される効果

情報通信統計の企画に対する助言や分析を行ってもらうことによる**EBPM推進ほか、統計の品質向上や人材育成を期待**

有識者の参画イメージ

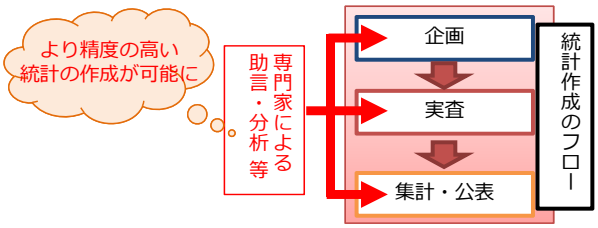

3. 政策のプロセス評価について

【現状と課題】

○ 評価（Evaluation）こそが、EBPMの中核に位置する。

○ 適時・正確かつ有効な評価に当たり、的確な統計等の供給は必要条件であるも、十分条件ではない。

（1）現行の政策評価制度

◆ 政策評価制度の沿革・概要

- 2001年１月、中央省庁等改革の一環で開始
- 同年６月、評価法の施行
- 評価法中「行政機関は、その所掌に係る政策について、**その政策効果を把握**し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、**その評価の結果を当該政策に適切に反映**させなければならない」とされている。

政策評価制度の全体像

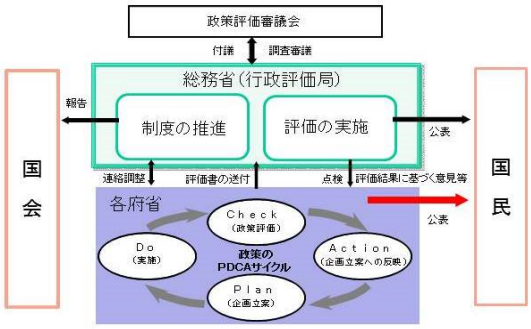

（2）EBPM型の政策評価制度への移行

◆ 政策評価制度の総括

- 2015年３月、政策評価・独立行政法人評価委員会が、政策評価制度の総括的な提言を行った。
- 同提言中「評価結果の政策への反映という観点からは、政策評価の実務に携わっている学識経験者や職員からも**十分ではない**」や「政策の目標や影響を与える様々な要因の分析が的確になされていない、**政策効果が見えにくい**」といった指摘がなされている。

◆ EBPM型の政策評価制度への移行

- 現行の政策評価制度は、そもそも「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を指向して導入されたもの。
- 政策評価制度を度外視して、EBPMサイクルを導入した場合に混乱が生じる。
- 両者の整合を図りながら、**段階的に、EBPM型の政策評価制度へと移行**することが望ましい。

【第１段階】EBPMサイクルの開始
　・統計改革の基本方針等をガイドライン化
【第２段階】EBPM型の政策評価への完全移行
　・評価法の見直し

【参考1】統計制度と政策評価制度

統計制度

○統計法（平成 19 年 5 月法律第 53 号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、**公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与**することを目的とする。

○「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月）（抄）

1．基本的考え方

経済統計は、より正確な景気動向判断だけでなく、我が国経済構造の正確な把握を通じて「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を支える基礎となり、また、**国際社会で活躍する我が国民間企業の経営判断を始めとする国民の合理的意思決定の基盤**となるものである。

（中略）

最近の諸外国の取組も踏まえつつ、経済統計を整備・改善することは、**経済財政政策運営だけでなく、民間経済主体にとっても重要な課題**である。もちろん、こうした経済統計は、幅広い国民ユーザーに、わかりやすく、また利用しやすく情報提供されなければならない。

（以下、略）

政策の評価の沿革*

○行政改革会議最終報告（平成9年12月）

「従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき**政策を積極的に 見直すといった評価機能は軽視されがちであった**」との認識の下に、政策 評価制度の導入が提言されました。

○政策評価制度の開始（平成13年1月）

これを受けて、**13 年1月に中央省庁等改革の1つの柱として、政策評価制度がスタートしました**。13 年6月には、政策評価制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（評価法）が制定され、14 年4月から施行されています。

＜政策評価制度の歩み＞

平成　9年 12月 行政改革会議最終報告（制度導入の提言）
平成 13年　1月 政策評価制度導入
平成 13年　6月 行政機関が行う政策の評価に関する法律（評価法）成立
平成 13年 12月 政策評価に関する基本方針（閣議決定）
平成 14年　4月 評価法施行

*　総務省行政評価局「政策評価Q&A」（平成27年5月）より抜粋

政策評価法のポイント*

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月法律第86号）

1　目 的

この法律は、行政機関が行う政策評価に関する基本的事項等を定めることにより、**政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図る**とともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

2　政策評価の実施主体

原則として各府省を実施主体として位置付け。

3　政策評価の在り方

国の行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、**自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映。**

政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、以下の2点を位置付け

- **政策効果の把握は、当該政策の特性に応じた合理的な手法を用い、出来るだけ定量的に行うこと。**
- **政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。**

4　予算の作成等における活用

政府は、予算の作成及び複数府省に関係する政策であってその総合的な推進が必要な政策の企画立案に当たって、政策評価の結果の適切な活用を図るよう努める。

今後の課題

○政策評価・独立行政法人評価委員会「提言」（平成27年3月）（抄）

（政策評価全般）

政策をよりよいものとしていくためには、定量的な根拠に基づいた評価の徹底が課題である。**制度導入時に比して数量分析を用いている評価書の割合が増加してきているが、更なる定量化が必要**である。また、新たに開発された評価手法に配慮しながら、その政策評価への活用を検討していくことが求められる。

（中略）

政策効果を的確に把握することは、政策の有効性を検証する上で不可欠である。現状として、**政策の目標や測定指標に影響を与える様々な要因の分析が的確になされていない、政策効果が見えにくい**といったものもあり、様々な要因について 踏み込んだ分析を行うことが求められる。また、分析について外部からの検証を可能にするよう、政策評価のデータをできる限り開示していく必要がある。

（以下、略）

【参考2】現行の情報通信3統計（総務省所管）

○急速に変化している情報通信分野の動向を的確に把握し、情報通信行政施策の策定や評価に当たっての基礎資料とするため、情報通信サービスの供給者及び利用者に対し政府一般統計（旧：承認統計）を実施。

情報通信統計の種類

	情報通信業基本調査（平成22年度～）	通信利用動向調査（平成２年～）	通信・放送産業動態調査（平成７年～）
1　概要	我が国の情報通信業に属する企業の活動の実態を把握（年１回）。従来の通信・放送産業基本調査と放送番組制作業実態調査を統合、経済産業省との共管調査。	世帯・企業に情報通信の利用動向や情報通信機器の保有状況等を把握（年１回）。	通信・放送産業の活動を動態的に把握するため、業況見通しや売上高の状況等を四半期毎に調査。
2　調査対象	電気通信事業、放送業、テレビジョン・ラジオ番組制作業、インターネット附随サービス業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業	世帯及び企業	電気通信事業、民間放送事業及びケーブルテレビ事業
3　調査対象数	約９，０００社	世帯　約４１，０００世帯 企業　約５，１００社	１６４社 電気通信事業　７５社 民間放送事業　４９社 ケーブルテレビ事業　４０社

調査スケジュール

調査名	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月
情報通信業基本調査	調査実施	回収・集計	集計・公表準備　公表(３月)	調査準備
通信利用動向調査	承認申請	調査実施	集計・公表準備	調査事項等検討　公表(５月)
通信・放送産業動態調査	調査実施（四半期）・公表 速報公表（2、5、8、11月）、確報公表（3、6、9、12月）			

【参考3】官民データ活用推進基本法（抜粋）

官民データ活用推進基本法（平成二十八年十二月十四日法律第百三号）

第一章　総則（第一条－第七条）
第二章　官民データ活用推進基本計画等（第八条・第九条）
第三章　基本的施策（第十条－第十九条）
第四章　官民データ活用推進戦略会議（第二十条－第二十八条）

（基本理念）
第三条　官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

2　官民データ活用の推進は、地域経済の活性化及び地域における就業の機会の創出を通じた自立的で個性豊かな地域社会の形成並びに新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図ることにより、活力ある日本社会の実現に寄与することを旨として、行われなければならない。

3　官民データ活用の推進は、国及び地方公共団体における施策の企画及び立案が官民データ活用により得られた情報を根拠として行われることにより、効果的かつ効率的な行政の推進に資することを旨として、行われなければならない。

4～6（略）

7　官民データ活用の推進に当たっては、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保その他の官民データの円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備がなされなければならない。

8（略）

（国の責務）
第四条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、官民データ活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）
第六条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的に官民データ活用の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する官民データ活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（官民データ活用推進基本計画）
第八条　政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない。
2　官民データ活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
二　国の行政機関における官民データ活用に関する事項
三　地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
四　官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策
五　前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3～9（略）

EBPM 推進体制の構築について

H29.3. 1
財 務 省

政策立案において、EBPM の推進は大変重要な視点であると考えている。

財務省を含め、各省各庁において、平成 13 年１月より始まった政策評価等を活用し、可能な限り統計データを用いた定量的な議論を心掛けているところ。

しかしながら、統計データを用いた定量的な説明が存在する場合であっても、必ずしも政策の因果関係などを含む詳細な分析が行われているとは言えない。また、どのような政策で、どのような分析が有効となるのかについても、必ずしも共通認識が存在する訳ではない。

このような状況下で、各省庁において膨大な作業量となっている政策評価制度等の上に、EBPM 推進のための新たな書類作成等、単に屋上屋を重ねることのないような視点も必要と考える。

したがって、当面、EBPM 推進に当たっては、まずは、望ましい EBPM のリーディングケースのイメージを作っていくことが重要ではないか。
具体的には、例えば、統計改革推進会議（幹事会）等において、専門家の意見等を仰ぎながら、望ましい EBPM の例を省庁横断的に共有していくことが有効ではないか。

（参考）EBPMのリーディングケース共有を進めることが有効と考える事例

１．政策評価の推進

現在、政府内では政策評価の枠組みの中で、政策の実施計画及び事前分析表の策定・公表（Plan)、これに基づいて政策を実施(Do)、その政策についての政策評価書を作成・公表(Check)している。また、政策評価の実施に関するガイドラインでは、政策評価の実施にあたって、以下の点を踏まえるものとしている。

「定量的な評価手法の開発に努め、可能な限り具体的な指数・数値による定量的な評価手法を用いること」

「定量的な評価手法の適用が困難である場合又は客観性の確保に結び付かない場合などにおいては、定性的な評価手法を適用するが、可能な限り客観的な情報・データや事実に基づくものとしたり、評価において学識経験者等を活用するなど、評価の客観性の確保に留意する」　等

このように、エビデンスを基にした政策評価が推奨されているが、どのような手法を用いて、どのようなレベルの政策評価を行うかは、各省の判断やリソースに依存している。

したがって、統計改革推進会議（幹事会）等において、例えば各省の新規施策等を手始めに、EBPM の視点から見て模範となるような優良な定量的分析等の具体例を挙げ、省庁横断的に共有することで、各省の政策評価にも反映していく道筋をつけることは有効ではないか。

その際、望ましい政策評価を考えるにあたって、作業の効率化・重点化を考えることも重要な視点と考える。新たに膨大な調書作成・提出等を屋上屋的に義務付けるだけでは、政策運営をかえって阻害する要因ともなりかねない点にも留意する必要がある。また、そもそも政策評価の目指す方向と、EBPMの理念の整理や整合性確保等にも留意が必要か。

２．経済社会の課題の分析と各種研究の活用

経済社会の基本的な課題をしっかりと分析することは、政策を考える上で重要な課題である。このような分析にあたっては、まずは既存の研究や各省に付随する研究所等の成果を最大限活用する視点が重要である。また、既存の研究等を活用するだけでなく、外部研究者を含めた政策に関する新規の自発的な研究が増加していくことも重要である。その際、政府としても、こうした自発的研究を活性化する観点から、例えば、個票データを含む政府統計の研究への活用を図ることは重要な視点である。まずは、政策のエビデンス形成に有益な個票等を用いた研究に関して、統計改革推進会議（幹事会）等で全省庁的に共有し、議論してみてはどうか。

平成 29 年 2 月 20 日
文部科学省生涯学習政策局

EBPM推進体制の整備に係る提案

政府全体でＥＢＰＭの推進体制を構築するにあたっては，各府省庁に「ＥＢＰＭ推進統括官（仮称）」を設置するだけでなく，統計データが有効に活用できる体制を整備する必要がある。

このため，各府省等が横断的かつ有効に活用することができる統計データを一元的に管理する組織を設ける必要がある。

（統計データの一元管理）

各府省庁が当該調査を公表した後，統計データを一元的に管理し，各府省庁政策立案部局がこれまでの枠を超えた横断的な政策を企画立案することができるよう支援体制を構築する。

①各府省庁が統計データを容易に利用できる仕組みを構築。

②各府省庁から提供された統計データを統一的な形式に変換の上，管理。

③各府省庁が認める範囲で研究者及び統計利用者（各府省庁、地方公共団体、独立行政法人等）も利用できる仕組み（二次利用の緩和）を構築し，必要に応じて統計データを提供する。

EBPM 推進体制の整備に係る提案

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

●統計データの二次的利用、研究成果の整理等の集中化による利活用促進

経済産業省が設置している統計コンシェルジュのような取組を各府省にも横展開し、統計データの分析・紹介も含めた政策立案部局の業務支援を行う機能を各府省にも構築する。なお、統計コンシェルジュは外部に対する相談窓口機能も併せ持つこととする。

さらに、各府省との連携が可能な府省横断的な統計コンシェルジュ機能を持つ中央コンシェルジュを創設する。また、中央コンシェルジュにおいて、各府省により行われてきた統計データの二次的利用について、一元的に申請を受け付け、提供する仕組みへ切り替えるとともに、統計データを二次利用した研究成果の一元的な把握、整理、公表を行い、統計利用者の利便性・効率性、統計データの利活用の促進を図る。

●EBPM 体制の確立のための人材育成・交流

現在も総務省等において統計に係る研修等を実施されているが、「EBPM サイクル」を確立する上で、様々な政策分野の企画立案において統計の活用が促進されるよう、各省の政策立案部局の職員も対象に含めた EBPM にかかる質の高い研修や研究者との交流（意見交換による交流や人事交流）等を行う。

平成 29 年２月 20 日

ＥＢＰＭ推進体制の構築に係る提案について

農 林 水 産 省
大臣官房統計部

農林水産省では、平成 27 年度から「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」の着実な推進に向けて、それらに資する統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくため、各局庁の部長・審議官クラスをメンバーとする会議体を設置し、農政改革の方向に沿った統計データへのニーズの把握を行いながら、そのニーズを反映させる形で統計調査の見直しを進めているところ。

このような政策立案部局も交えた会議体を活用して、統計作成部局と政策立案部局の連係を密にし、ＥＢＰＭの定着を図るのも有効と考える。

経済産業省

ＥＢＰＭに資する具体的な取組について

平成２９年２月

経済産業省

経済産業省

Ⅰ．ＥＢＰＭに必要となるデータ連携及び利活用推進に係る取組

- ＥＢＰＭ推進のためには、政策立案部局が利活用しやすいようデータを連携させる必要あり。新たな取組として、マイナンバー制度（個人番号・法人番号）を活用した部署間・省庁間を超えたデータ連携を展開。
- 加えて、政策立案者のみならず研究者によるデータ分析を促進するため、政府保有のデータの機械判読可能な形式（Excel等）での開放を進める。

１．データ連携の取組

法人番号の利活用によるデータ連携のあり方の検討

経済産業省

・マイナンバー制度の開始により、法人番号をキーとして、官民が保有する法人に関する情報を組み合わせて使用することが可能に。

【データ連携の例】

経産省は、関係省庁と連携し、法人が政府より受けた補助金や表彰、許認可等の法人活動情報を一括検索、閲覧、取得可能な「法人インフォメーション」を本年1月に運用開始。

法人インフォメーション

２．利活用可能な形式でのデータ開放の取組

経産省では、平成29年度より、委託調査事業のバックデータ（調査報告書内に掲載している図表・グラフに係るデータ）についてエクセルファイル等の二次利用可能な形式での公表を開始。

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

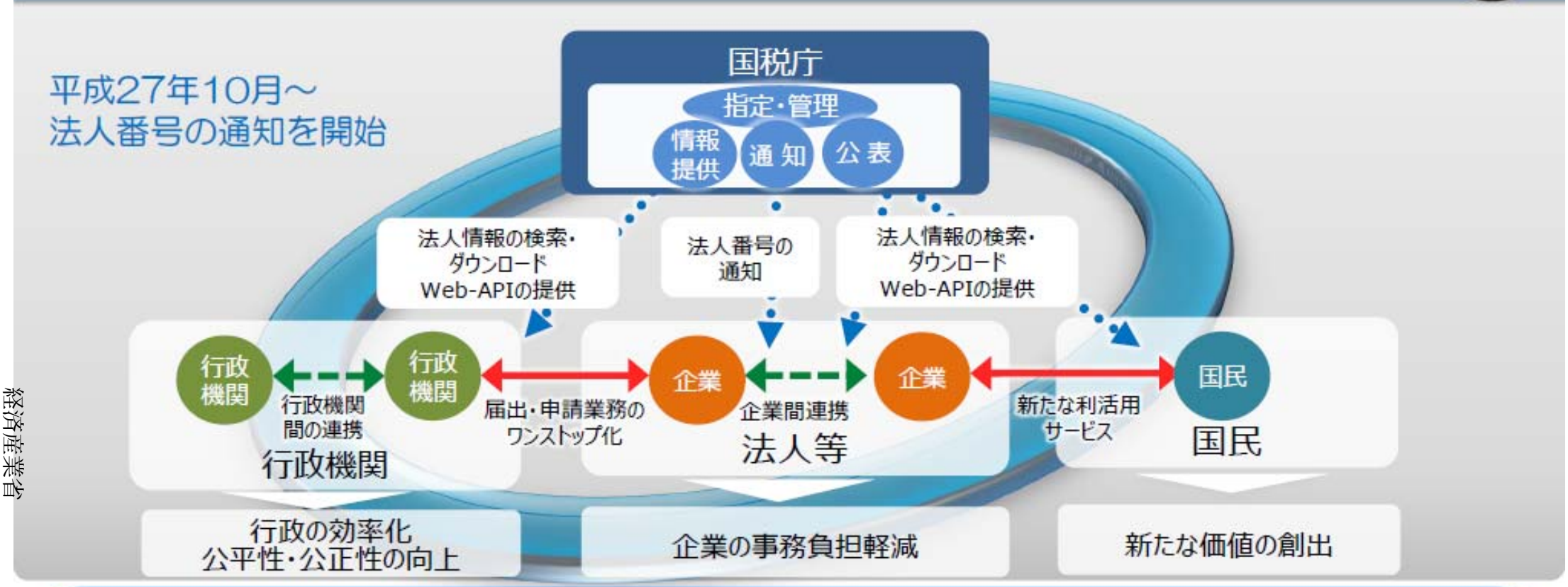

わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

Ⅱ．統計コンシェルジュ

１．統計コンシェルジュによる業務支援内容

○統計データの利活用支援、分析支援等を通じて、省内職員の統計を活用した政策立案・評価のサポートを行う統計コンシェルジュ・チームを平成２７年５月に設置。

○統計データの利活用の促進及び業務効率化に寄与するとともに、統計改善ニーズを収集し、統計企画に反映。

政策のPDCAサイクルにおける統計コンシェルジュの業務支援内容

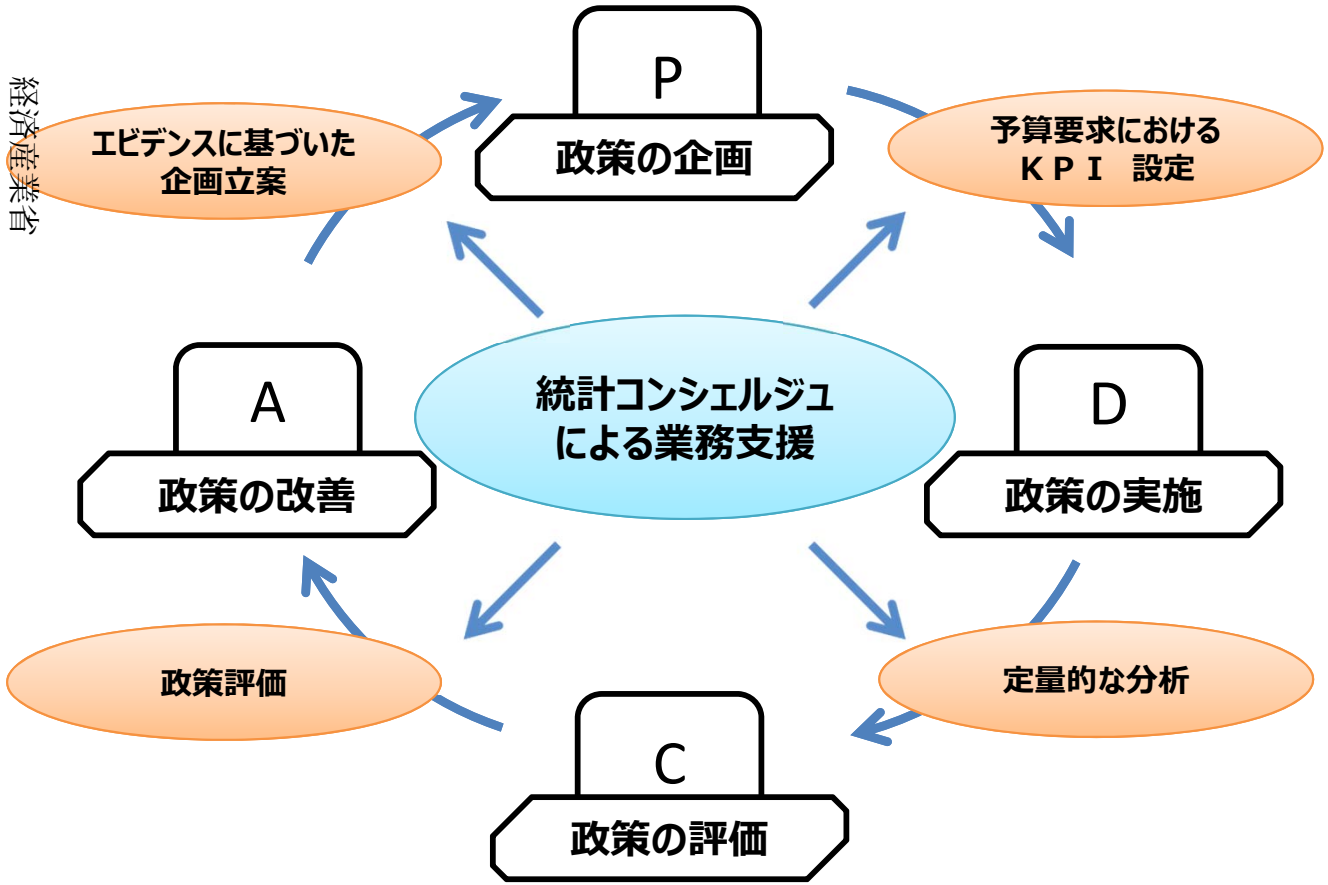

<<主な支援内容類型>>

①データ所在案内

②データ利活用支援
（データ案内、データアレンジなど）

③外注事業支援

④分析支援
（構造・動向分析、波及分析、予測分析など）

⑤作業技術支援
（Excelのグラフ作成、地図ソフトなど）

⑥統計制度解説
（統計調査の設計など）

⑦二次利用支援

支援サービスの恒常化

2．調査統計グループ　統計コンシェルジュ･チームの体制

統計コンシェルジュを通じて、統計調査等に関する省内ユーザーの多種多様な相談・依頼を受け、調査統計グループの総力を挙げて課題解決を支援している。

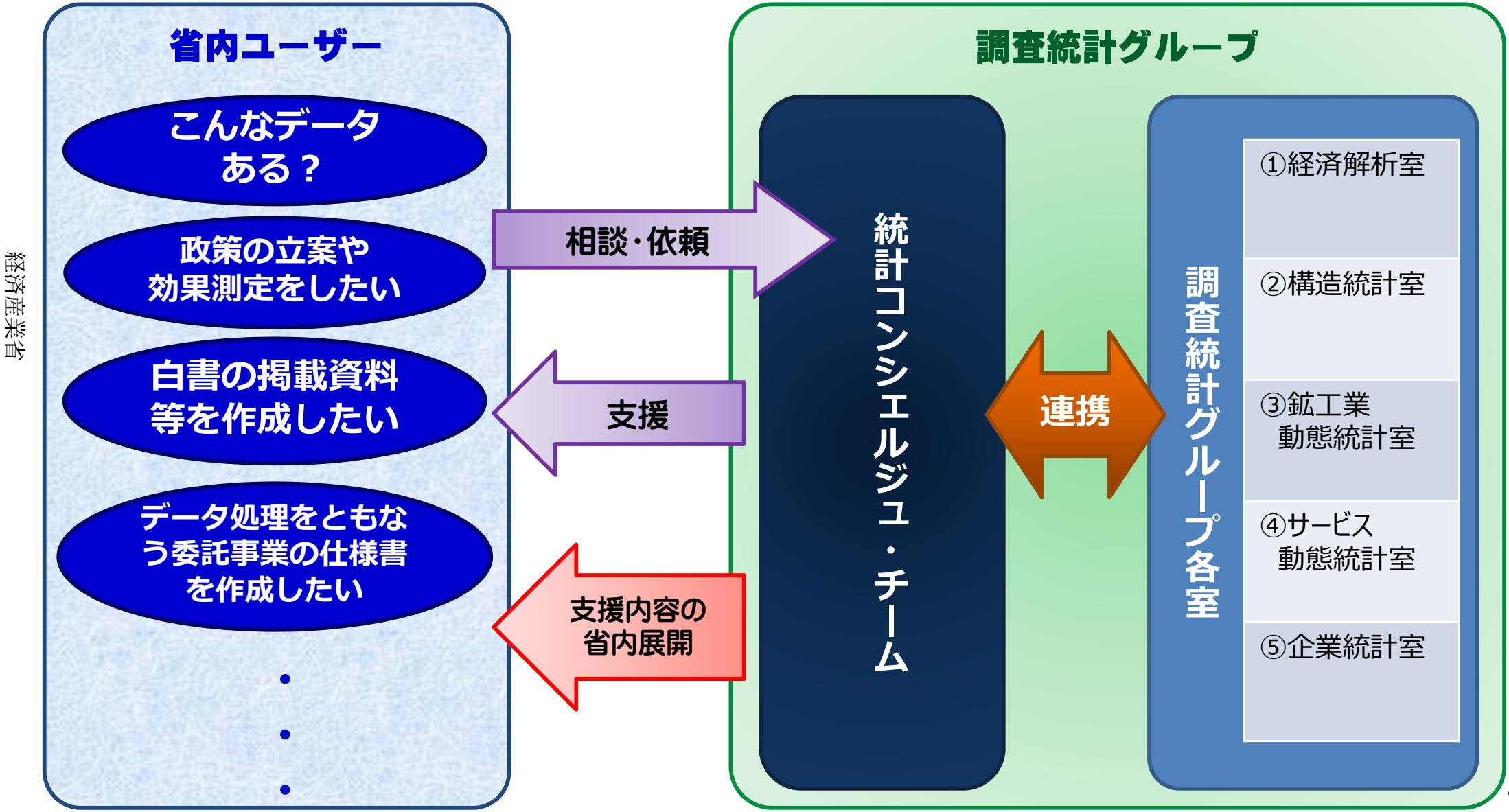

３．質の高い経済統計を持続的に作成していくための取組について（目指すべき方向性）

質の高い経済統計を持続的に作成していくためには、統計リソース制約等のリスクの顕在化を踏まえて、後手に回ることなく必要な対応を図る必要がある。そのためには、以下のように、統計作成業務の効率化を図り、統計改善ニーズを踏まえた統計企画・立案業務分析業務等に一層注力できる統計作成システム全体の改善を目指す必要がある。

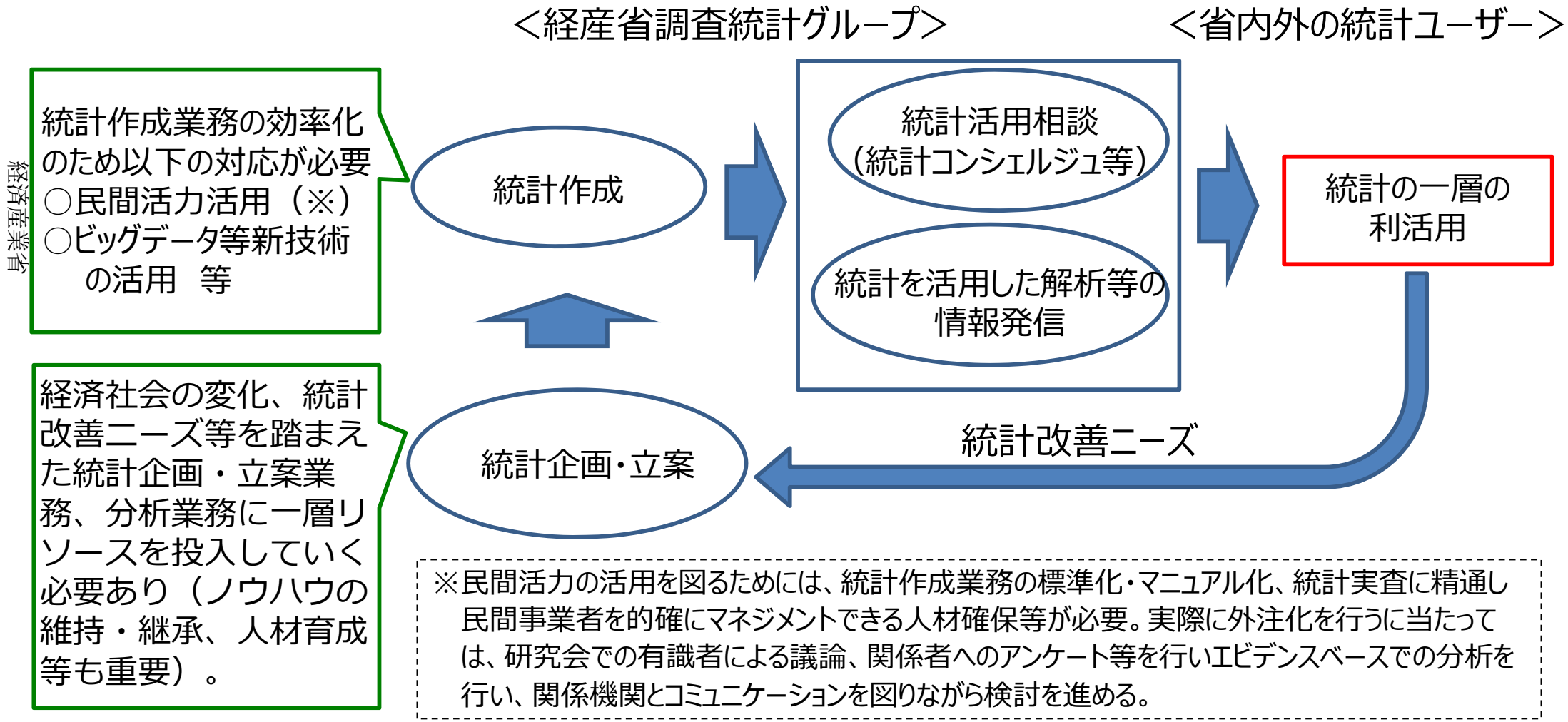

※民間活力の活用を図るためには、統計作成業務の標準化・マニュアル化、統計実査に精通し民間事業者を的確にマネジメントできる人材確保等が必要。実際に外注化を行うに当たっては、研究会での有識者による議論、関係者へのアンケート等を行いエビデンスベースでの分析を行い、関係機関とコミュニケーションを図りながら検討を進める。

（参考１）統計コンシェルジュ　相談内容と支援内容

- 統計コンシェルジュの支援内容（平成27年度実績253件）を以下の８類型に分け、案件毎に分類したところ、1. データ利活用支援（33%）、2. 分析支援（１４%）、3. 二次利用支援（13%）の順となった。

《支援内容類型》

①データ所在案内

②データ利活用支援（データ案内、データアレンジなど）

③外注事業支援

④分析支援（構造・動向分析、波及分析、予測分析など）

⑤作業技術支援（Excelのグラフ作成、地図ソフトなど）

⑥統計制度解説（統計調査の設計など）

⑦二次利用支援

⑧その他

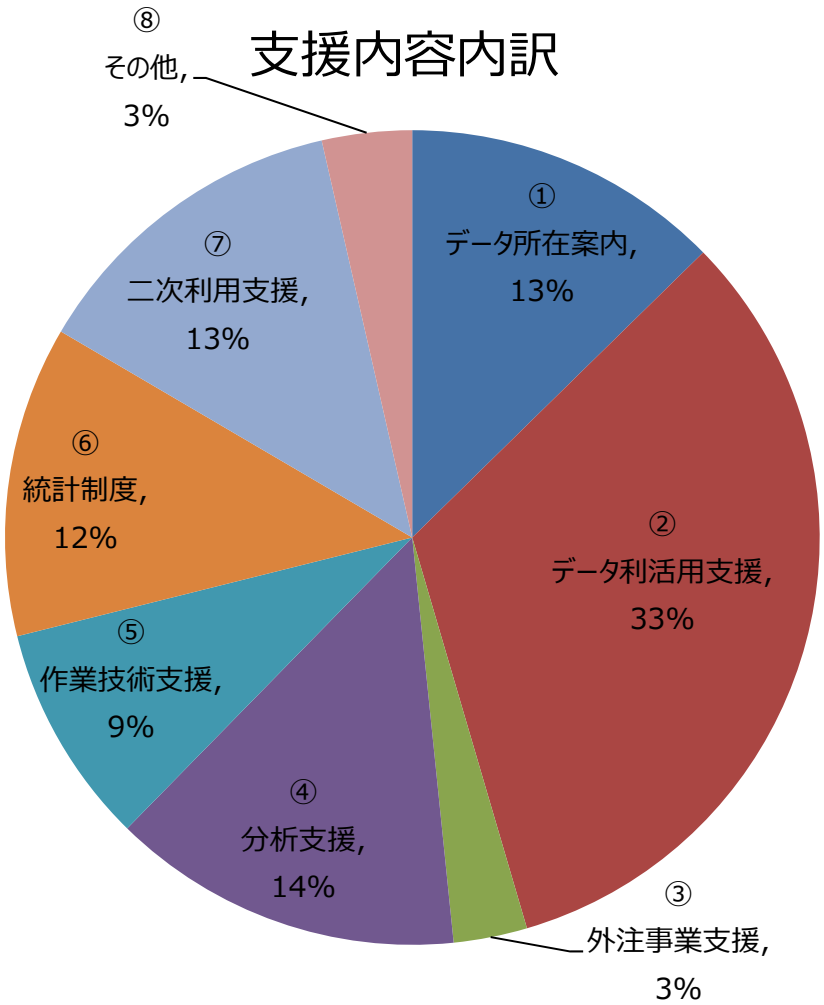

（参考２）統計相談会、統計講習会の開催について

- 統計ユーザーに対する統計データの利活用の促進に係る通常の統計コンシェルジュ業務以外のその他の取組として、①『統計相談会』を全６回、②省内職員の統計リテラシー能力を高めることを目的とした『統計講習会』を全８回開催（平成27年度実績）。

『統計講習会』開催テーマ

産業統計の概要
海外事業活動基本調査の概要と使い方
鉱工業指数の見方使い方
IO表（産業連関表）の概要と使い方
調査票情報の二次利用について
「計量経済分析ソフトウェアgretl(グレーテル)」について
e-Statへの統計表掲載方法について
「地理情報分析支援ソフトウエアMANDARA(マンダラ)」について

平成 29 年 2 月 21 日

ＥＢＰＭ推進体制の構築に係る提案について

国土交通省総合政策局情報政策本部

ＥＢＰＭ推進体制の構築について、以下のとおり提案致します。

１．統計等の実施方法や活用方法の専門家の雇用・派遣

統計等の実施方法や活用方法の専門家を一元的に雇用し、各府省に派遣することで、政策立案への統計等の活用ノウハウやクオリティの向上を図る。

２．人材育成の推進

ＥＢＰＭ体制の確立には、職員のノウハウや意識向上が不可欠なことから、総務省で実施されている統計研修等において、行政記録情報等を含む統計等データの分析、照会及び政府立案に資する統計手法を取り入れた人材育成を目的とした府省横断的な研修を実施する。